平成7年12月28日

部内各課(局・室・所)長様

土木部長

随意契約のガイドラインの運用について (通知)

秋田県建設工事請負契約等における随意契約のガイドライン(平成元年3月22日付け監-2306)に規定する「3(2)前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合」の具体的運用については、当面、下記の工事に限定することとしたので、取扱いについて遺憾のないようお願いします。

なお、「随意契約ガイドラインの運用について(平成元年 4 月 19日付け監-157)」及び「随意契約のガイドラインの運用について(平成6年3月30日付け監-1775)」は、廃止します。

記

- 1 トンネル工事
- 2 橋梁工事
- 3 地下歩道工事
- 4 空港本体工事
- 5 下水道終末処理場及びポンプ場工事